

## スマートエネルギー住宅普及啓発業務仕様書

### 1 委託業務の名称

スマートエネルギー住宅普及啓発業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和3年2月26日（金）まで

### 3 委託業務の目的・趣旨

本県では、県内の民生家庭部門における二酸化炭素排出量削減のために、太陽光発電システム等の設備や省エネルギー改修（以下「設備等」という。）に係る補助を行うことで、環境にやさしく災害に強い「スマートエネルギー住宅」（以下「スマエネ住宅」という。）の普及拡大を進めている。一方で、それらは一般的になじみが薄く、導入を促進させるためには、県民への更なる普及啓発が必要である。

本業務は、主に住宅の購入等を検討している県民に対し、スマエネ住宅及びそれを構成する設備等の体験等を通して普及啓発を行い、スマエネ住宅についての認知度や興味関心を向上させ、スマエネ住宅の普及拡大を図ることを目的とする。

### 4 委託業務内容等

#### (1) スマエネ住宅体験会（以下「体験会」という。）の企画・運営

スマエネ住宅または設備等が設置された施設等を複数箇所訪れ、それらの効果やメリットなどを体験するもの。

業務内容は、次の内容を踏まえたものとする。

イ 集団で複数箇所を巡覧する体験会形式であること。

ロ 住宅の購入またはリフォームを検討している世帯を中心に、一般県民を対象としたものであること。

ハ 対象者が参加しやすい日程・時間帯を検討し、原則、委託期間内に1回以上実施すること。なお、参加人数は1回につき10名程度とすること。

ニ 訪問先の選定にあたっては、スマエネ住宅または設備等の体験・見学が可能な施設等とすること。なお、地中熱ヒートポンプシステムやV2Hなど、特になじみの薄いと思われる設備も体験・見学できるものが望ましい。

ホ 参加者のスマエネ住宅への興味関心を向上させるよう、体験内容等を工夫すること。

#### (2) 体験会の参加者募集

参加者の募集にあたっては、訴求効果が見込める媒体に募集案内を掲載すること。

### (3) 包括的事項

- イ 体験会の内容は、「スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金」の申請数増加に資するものとなるよう配慮すること。
- ロ 実施した体験会の効果検証をアンケートなどにより実施すること。
- ハ 体験会の実施にあたって、募集案内や看板等に県事業である旨の表示を行うこと。
- ニ 訪問先の会場使用料、会場設備、会場運営にかかる費用、協力企業等への謝金・旅費、各種資料及び報告書作成等この業務に係る一切の経費も、この契約金額に含まれるものとする。

### 5 打合せ協議

受注者は各業務実施前に計画書を作成し、発注者と協議するほか、必要に応じて随時打合せを行う。

### 6 必要な許認可

制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。

### 7 成果の確認

(1) 事業成果は、体験会開催時等の現地確認及び業務完了報告書により確認する

(2) 業務完了報告書

- イ 提出期限 業務完了後1か月以内
- ロ 提出部数 電子媒体(CD等):1部,冊子:1部
- ハ 提出場所 宮城県環境生活部再生可能エネルギー室

### 8 その他

- (1) 受注者は、業務により知り得た個人情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならず、業務の一部を再委託する場合には、再委託先から漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (2) 契約締結後速やかに事業に着手し、委託業務の進行状況については、随時発注者に報告する。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議する。
- (4) 国や県の指針に照らし、必要に応じて新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に取りすること。